

9. 異端的宗教活動と近世秩序(2) —潜伏キリシタン存続の外在的条件—

2025. 6.12. 大橋 幸泰

はじめに

崩壊しかけている現代の共存関係／テロリズム、宗教対立、移民拒否、ヘイトスピーチ、など
*異なる属性を持つ人々の対立・確執は避けられないのか／どうしたら共生社会を構築できるか
→潜伏キリシタンを題材に考える

キリシタンのイメージ／迫害と殉教／「長崎・天草地方の潜伏キリシタン関連遺跡」の世界文化遺産登録のためのストーリーも基本的にこのイメージ／江戸時代、長い間の厳しい迫害に耐えた結果、明治時代に復活
→潜伏キリシタンはなぜ幕末まで潜伏が可能であったか

従来の研究では、キリシタンの強靱な信仰心、キリシタンの村は全員キリシタン、との見解
→前者はともかく、後者は事実ではない／先祖からの宗教活動を継承したに過ぎない、という極端な見解もあるが、彼らがなぜ潜伏状態にあったのかを十分説明できない
*訴人褒賞制度の存在を念頭に置くと、キリシタン存続を可能にした別の条件を考えるべき
→大橋の研究方法

a.潜伏キリシタンを取り巻く外在的条件の検討／異端的宗教活動という枠組み

b.潜伏キリシタンの内在的条件の検討／属性論という認識方法

→本日は、おもにaを検討

【表記方法】

キリシタン／現実の潜伏キリシタンとその活動

「切支丹」／厳しい禁教政策のもとに創造された虚像

1. 異端的宗教活動としてのキリシタン

(1) 「異宗」「異法」という表記

18C末-19C中、断続的に起きた潜伏キリシタン露頭事件(「崩れ」)では、「異宗」「異法」と呼ばれる(史料1)

*「切支丹」とは異なるが、警戒すべき宗教活動、の意

→近世後期における「崩れ」では、浦上四番崩れ(1867)を除いて、潜伏キリシタンは「切支丹」として摘発されなかった／正確に言えば、三番崩れ以前は潜伏キリシタン発覚事件ではない

(2) 「切支丹」イメージの貧困化

「異宗」「異法」の表記／潜伏キリシタン露頭事件だけではない／18C以降、浄土真宗の“異端”(隠し念仏)など、民間信仰を含めて治者の側から見て警戒すべき被治者の宗教活動を表記する場合に使用される
→潜伏キリシタンを含め、治者の側から見て警戒すべき民衆の宗教活動を横断的にまとめることが可能

*「異端的宗教活動」と総称／大橋の概念用語

→実際、裁判の判例として、類似の事件に「崩れ」が組み込まれていた

- a.文化 9 年(1812)今泉村一件(同 11 年判決、俗家にて法談したことが問題とされた事件)の際、寛政 2 年(1790)浦上一番崩れが判例とされる
- b.安政 3 年(1856)浦上三番崩れ(万延元年[1860]判決)の際、文化 2 年天草崩れと文化 9 年今泉村一件が判例とされる
- 一連の潜伏キリシタンをめぐる事件は、異端的宗教活動と類似の事件として、判決を下す際の判例パターンのなかに組み込まれていた／異端的宗教活動をめぐる一連の動向として横断的に理解すべき

徹底的なキリシタン禁制政策の結果、特に 18C 以降、「切支丹」イメージの貧困化が進行(史料 2)

→現実の潜伏キリシタンとは大きな差異

*「切支丹」とは「異端的な言説・集団・行動」の表象(安丸良夫氏)

→「切支丹」と明確に認定されない限り(=異端的宗教活動の枠内にある限り)、処罰されない／表面上、世俗秩序に従順な潜伏キリシタンは摘発されなかった

「切支丹」／世俗秩序を脅かす奇怪な魔力

「異宗」「異法」／「切支丹」ほどではないが、治者の側から見て警戒すべき宗教活動
キリシタン／世俗秩序に従順な模範的百姓

2. 京坂「切支丹」一件

文政 10 年(1827)京・大坂で「切支丹」検挙、同 12 年「切支丹」と見なされた 6 人(うち 4 人が執行前に死去) 処刑／大塩平八郎の三大功績の一つ

(1)「切支丹」の内実

a. 未形成の教団

教祖というべき人物は水野軍記／公家に仕えた経験を有する／事件発覚時、すでに死亡

→弟子の豊田みつき(陰陽師、祈祷師)／軍記の教えに忠実、厳しい修行を実践

→獲得した霊力により、周囲の人々に加持祈祷・吉凶判断を勧誘／みつきの弟子のきぬ・さのが協力

*ただし、教団といえる組織は未形成

b. 現世主義

呪術により、病氣直しをはじめとした現世利益を追求(史料 3・4) (←→キリシタン信仰の基軸は来世救済)

→信仰による奇跡、加持祈祷成就、吉凶判断の中により信仰心高揚

*キリシタンというよりも、民間信仰(or 流行神)に類似

c. 神秘的秘匿的性格

秘匿を原則／表向き、「稻荷明神下」(史料 5)／呪術力獲得のプロセスや本尊は秘匿

→他言すれば死罪にあたる「神罰」を蒙るとの教え

→秘匿性は厳しい修行と表裏一体／ただし、個人差(あるいは男女差)大

*誰にでも伝授可能というわけでない

d. 未完の創唱宗教

基本的に個人の信仰／特に女性の信仰心の激しさ

みつきの繁栄 ←→ 軍記の零落 (史料 6・7)

みつきの壮絶な処刑 ←→ 平蔵の恥辱な処刑 (史料 8)

=個人の自律の上に成り立つ信仰

→問題とされたのは、軍記段階の信仰活動ではなく、みつき段階(or その途上)の信仰活動
軍記中心の段階 / 民間信仰に類似する段階にとどまる
みつき中心の段階/独自の解釈を加えて編成替え、その途上摘発される
=未完の創唱宗教

(2)「切支丹」の判定

異端的宗教活動と「切支丹」の判別困難

*通俗的排耶書『蛮宗制禁録』(19C 初成立) / 「隠し秘する物何事ニ寄らす能事はなきものなり」「隠して授教する法あらハ御用心有へし」(史料 9)

→しかし、吟味により無理矢理「切支丹」とされたわけではない / 「切支丹」断定の決め手は本人の認識如何(史料 3)

*特に、さのの証言 / 信仰心の高揚から「天帝」を一目拝みたいと人形遣いの一行に紛れて長崎へ行き、踏み絵を踏んだとする(史料 10)

*厳禁の「切支丹」への同調の意味 / 既存秩序から逸脱することによってこそ救済が実現する、との認識か(=既存の秩序への信頼感喪失)

→幕府、扱いに苦慮(史料 11) / これを「切支丹」と認定した上で、さのの証言を吟味書から削除(史料 12)

*拷問によって「切支丹」とあるとの自白を強要された、とは必ずしも言えない

おわりに

なぜ、潜伏キリシタンが幕末まで存続することができたか？

→外在的条件 / 「切支丹」イメージの貧困化と現実の潜伏キリシタンの乖離

近世後期、キリシタン禁制の転換 / 現実の潜伏キリシタンを取り締まる宗教政策というよりも、世俗秩序から逸脱する対象を取り締まる手段へ転換

*ただし、異端的宗教活動の範疇に留まる限り(=「切支丹」と認定されない限り)、近世秩序の枠組みに収まるものとされた

→この延長線上に、文政 10(1827)-12 年 京坂「切支丹」一件 / 近世後期、「切支丹」が露顕した最初の事件

*近世後期、風俗統制・宗教者統制強化の根底にキリシタン禁制の内実の変化

→宗門改制度・絵踏み、もはや機能せず

天草崩れ・浦上崩れ / 宣教師時代の系譜を引く、世俗秩序に埋没する者が「奇怪」「異説」「異法」の一環として処理される

京坂切支丹一件 / 民間信仰・流行神の系譜を引く、世俗秩序からの逸脱を自覚する者が「切支丹」として処理される

→キリシタン禁制を基軸とする近世秩序の動揺・解体へ

【参考文献】

大橋幸泰『近世潜伏宗教論—キリシタンと隠し念仏』(校倉書房、2017 年)

大橋幸泰『近世日本邪正論—江戸時代の秩序維持とキリシタン・隠れ / 隠し念仏』(勉誠社、2024 年)

宮崎ふみ子編『京坂キリシタン一件と大塩平八郎—史料と考察』(吉川弘文館、2021 年)

【付記】

・明日までに、Hoppiiie にて講義記録の提出を求める。

・小レポート提出期限 2025 年 7 月 9 日 : 小レポートを提出した者が試験(7 月 17 日)の受験資格を有する。